明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示
（**国土交通**一一八二）　一
○租税特別措置法施行令第二十条の二第九項及び第十項、第三十八条の四第十八項及び第十九項並びに第四十二条の三第一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件（**同**一一八三）　二
○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する件
（**同**一一八四）　二
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ⑶ただし書の容器及び包装を定める告示の一部を改正する件（**同**一一八五）
○道路に関する件
（**東北地方整備局**一六八、一六九）
○道路に関する件
（**関東地方整備局**四〇九）　三
○都市計画に関する件
（**北陸地方整備局**一一三）
○道路に関する件
（**近畿地方整備局**二一一）
○道路に関する件
（**九州地方整備局**二六〇、二六一）　三